

「学校いじめ防止基本方針」

県立酒田西高等学校（定時制）

1 いじめ防止に向けて

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。本校では、全教職員が、いじめはもちろん、いじめを傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、いじめ防止にあたる。

2 いじめ防止のための取組

- ① 安心・安全に学校生活を送ることができよう、生徒の規範意識を育てる。
- ② 生徒の自己有用感を高めるために、授業改善を図り、生徒が授業に積極的に参加できるようにすると共に、特別活動に主体的に取り組み活躍できるよう指導に努める。
- ③ 教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ④ 教科「情報」やガイダンス等において「情報発信者」としての必要な知識を学習させ、情報モラル教育を推進する。

3 早期発見の在り方

- (1) 生徒が示す小さな変化を見逃さず、いじめを積極的に認知するように努める。
- (2) 担任による生徒・保護者との個別面談を実施する。
- (3) 定期的に「いじめ実態調査アンケート」を実施する。
- (4) 「学校ネットパトロール」を利用して中傷などネットの状況を把握する。

4 いじめに対する措置（早期対応と組織的対応）

素早い実態把握（事情聴取・周囲からの聴き取り）



指導体制・方針

- ・対応する教職員の役割分担
- ・教職員の共通理解を図る。
- ・教育委員会、関係機関との連携



生徒への対応・支援

- ・被害者を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・加害者に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を行う中で、「いじめは許されない行為だ」という意識を持たせる。

保護者との連携

- ・直接当って、具体的対策を説明する。
- ・力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。



今後の対応

- ・継続的支援に指導や支援を行う。
- ・カウンセラー等の活用も含めケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

5 いじめ防止のための組織＝「いじめ防止委員会」の設置

- ① 構成員：教頭（委員長）、生徒課主任（事務局長）
保健課主任、年次主任、養護教諭、当該担任
（必要に応じて、特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー・学校評議員）
- ② 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。
- ③ 役割
 - 相談・通報窓口
いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - 情報収集・記録・共有
いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関する情報の収集と記録、共有を行う役割
 - 組織的な対応の中核
 - ・情報の迅速な共有
 - ・関係のある生徒への事実関係の聴取
 - ・指導や支援の体制・対応方針の決定、
 - ・保護者との連携
 - ・校内研修会の実施 等といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
 - 取組状況の把握と検証
基本方針・計画の見直しの中核としての役割